

規 則

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十一号

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県証紙条例施行規則（昭和四十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表中「十五億円」を「一千万円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。